

他人事

じゃない なあ…

認知症や急病など…

この先のことで不安がある方に、
見逃せない方法があります！



司法書士とともに

成年後見

を考える

リーカくるさぽーと にゅーす

legal support news



私たちに
お任せ
ください！

任せて安心
段階別サポート！

vol.3

任せて安心、段階別サポート！
マンガでワカル支援例

Vol.3

「見守り契約」& 死後事務委任契約

お歌、大好きなんですー

やっぱりサブちゃんだよ！

カラオケが大好きなみのさん。
今日も元気に、ヘルパーさんと
お話ししています。

みのさん

自分の葬式どうしよう…

私もこうなるのかな…
身寄りもないし…
頼る人もいないし…

「孤独死」の
ニュースを見て不安に…

私もヒトゴトじゃないです…

ヘルパーなので、
亡くなった後のコトは
どうしてあげることも
できないですね…

RSN 0:35
「孤独死」増加
60代以上の
高齢者世代が8割以上！
40～50代の中年世代が2割！

「見守り契約」や
「死後事務委任契約」を
活用ください！

大丈夫！

おお！

「孤独死」や「認知症」の心配には

信頼できる「支援者」を選んで、 備えることをオススメします！

まだまだ判断能力があり、元気な時から、特定の人に希望したペースで様子を見てもらうのが「見守り契約」。依頼者が亡くなった後、故人の希望で諸手続を行うのが「死後事務委任契約」です。まだ判断能力があるうちに「後見人」を選んでおく「任意後見契約（詳しくは当冊子裏面を参照）」と一緒に契約される方が増えています。

「見守り契約」とは？

ご本人に変わりがないか、現状の様子を確認することが主な支援です。常に依頼者の状況を把握し、異変にいち早く気づくことで、適切な時期に「任意後見契約」の手続を行える利点もあります。

〈支援内容〉

■ 定期的な訪問・電話連絡 など

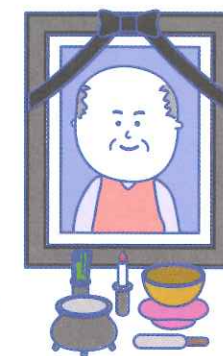


「死後事務委任契約」とは？

依頼者が亡くなったあとに行う事務手続を委任する契約です。あらかじめ決めておいた、ご本人が希望される項目を迅速に代行します。

〈支援内容〉

■ 葬儀
■ 永代供養
■ 死亡後の諸手続
■ 家財道具の処分
■ 周囲への逝去の連絡
など



どんなふうに見守ってもらうかを決めておくんだね。

自分が納得できる「支援者」を先に探しておけば、安心です。

リーガル
サポートマン

知っておきたい 見守り契約
死後事務委任契約

Q & A

Q 「見守り契約」はどう進められるの？

A リーガルサポートの司法書士が行う「見守り契約」は月に1回程度、ご自宅を訪ねて、世間話かたがた近況を伺ったりするケースや、定期的に電話をする（頻度はケースにより異なります）など、ご本人の希望にあわせて行います。



Q 「見守り契約」は一度契約したらずっと続けないといけないの？

A 契約を止めたいときは、契約した司法書士に直接お伝えいただければ、いつでも止められます。リーガルサポート所属の司法書士が行う「見守り契約」なら、万が一、問題がある場合はリーガルサポートまでご相談ください。

Q 金額はどれぐらいかかるの？

A 契約内容や、依頼する司法書士により「見守り契約」や「死後事務委任契約」の報酬額は変わります。契約したい内容と合わせて、リーガルサポートまでお問い合わせください。

詳しくは
リーガルサポートまで！

裏面をCHECK

「見守り契約」&「死後事務委任契約」を結ぶには

まずはリーガルサポートにご相談ください。法律事務の専門家である司法書士が、ご本人の希望や将来の不安をお聞きし、ご要望に添った契約書を作成します。

法律事務の専門家である「司法書士」だから、できるサポートがあります。

リーガルサポートによる「見守り契約」のメリットは、その先のサポート（任意後見契約など）へと移行しやすいことです。判断能力が低下する前から定期的に面談をしたり連絡をとったりすることで、認知症の発症後にどうされたいか、ご意向を聞き、法律の専門家の立場からご希望にあわせて対応いたします。

リーガルサポートにお任せください

「成年後見制度」にのっとり、判断が不十分な方々の、暮らしと財産を守ります

リーガルサポートは、「成年後見制度」を通じて、判断能力が不十分な方々の暮らしと財産を守れるよう、司法書士が中心となって設立された公益社団法人。日本全国に50の支部があります。

司法書士は親族以外の第三者の後見人として、最も多く選ばれている専門職です。

成年後見制度

認知症や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続きや財産管理などがサポートされます。



任意後見制度

判断能力が不十分となる前に、自分で後見人と将来の契約を結ぶもの。後見人に何をしてもらうかを、あらかじめ決められます。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人等を選ぶもの。後見人はご本人のかわりに法律行為等を行います。

リーガルサポートでは、一定の指導や研修を行うことで“専門職後見人”を養成。会員である司法書士が後見人となった場合には厳しく監督し続け、誰もが「成年後見制度」を安心して利用できるよう努めています。

リーガルサポートの
終活安心
サポート

まだまだ元気な時のサポート

見守り
契約

認知症などが進んだ時のための備え

任意後見
契約

身体がしんどくなってきた時のサポート

財産管理等
委任契約

亡くなった後の備え

死後事務
委任契約

リーガル
サポート
の電話相談

Tel. **06-4790-5656** 土・日・祝を除く平日 13:00~16:00

〈成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください。〉

無料の面接相談も行っています

谷町四丁目 / 大阪司法書士会館

毎週木曜

〈祝日は除く〉

13:00~16:00

〈受付〉15:30まで

予約不要

Tel. **06-4790-5643**
大阪市中央区和泉町1-1-6



堺東 / 司法書士総合相談センター堺

毎週火曜

〈祝日は除く〉

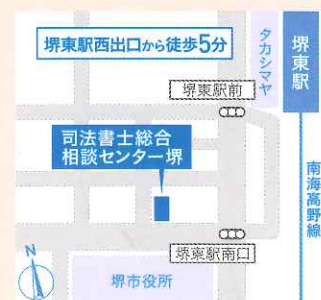
13:30~16:30

〈受付〉15:40まで

完全予約制

Tel. **06-6943-6099**
平日10:00~16:00に
お電話でご予約ください。

堺市堺区中瓦町2-3-29 瓦町ウエノビル4階



発行元

リーガルサポートおおさか
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6
Tel. 06-4790-5643

<https://www.legal-support-osaka.jp/> (リーガルサポートおおさか)
<https://www.legal-support.or.jp/> (公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート)